

1章 ガイドライン策定の背景と目指す将来像

1. ガイドライン策定の背景

本市では、2025年に向けて急速に進む高齢化を前に、限りある医療資源をこれまで以上に効果的・効率的に活用できるよう、地域医療連携にICTを活用することを推進しています。医療計画の一部である「神奈川県地域医療構想（平成28年10月）」では、病床機能連携体制の構築と在宅医療の充実の視点から、ICTの活用が施策の方向性として記載されています。また、平成30年3月に策定した「よこはま保健医療プラン2018¹」でも、2025年に向けた医療提供体制の構築には地域医療連携へのICT活用が必要として、6年間の計画期間において取組を進めるところです。

その一方で、既に、市内の医療機関等の一部では病院と診療所での連携や、在宅医療における職種間コミュニケーションなどへのICT活用は始まっています。

本ガイドラインは、本市でのICTを活用した地域医療連携ネットワークの目指すべき将来像、推進手法や考え方など、全国状況や事例などを踏まえつつも「よこはま保健医療プラン2018」に基づく施策を推進するために必要となる内容をまとめたものです。本ガイドラインを、市内外の医療・介護関係者、更にはシステム構築に関わる企業等と共有・推進することで、本市でのICTを活用した地域医療連携ネットワークを充実させ、もって市内の医療提供体制の充実につなげます。

2. 本市の目指す将来像

2025年、さらにその先に向けて高まる本市の医療需要に対応できる医療提供体制の実現と地域包括ケアシステム構築の推進に向けては、医療機関・介護施設等がICTを活用し緊密に連携することで、本市全域の市民に対して、正しい情報に基づく最適な診療・治療・健康管理を提供できる環境が必要です。

本市が目指す、ICTを活用した地域医療連携ネットワークの将来像は、以下の3点を満たすものとします。

- ①市民（患者とその家族）を中心に、入院医療・在宅医療・介護・健康推進といった、医療・介護および健康に係る領域が相互に必要な情報連携を効率的かつ効果的に行えること
- ②本市全域に加え、近隣他都市間との患者流出入を踏まえて、他都市との情報連携が可能なこと
- ③地域医療・介護の質や安全の確保といった、直接的な診療・介護以外にも、災害対策や健康維持・増進、公衆衛生向上にも有効に活用できること

¹ 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づく「医療計画」に準じ、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系付けた中期的な指針として、本市が定めるもの。計画期間は2018年度から2023年度の6年間

【本市における ICT 活用の将来像（イメージ）】

